

公明党 UR 住宅等の居住の安定等推進委員会

委員長 富田 茂之

国土交通部会

部会長 岡本 三成

UR 団地関連 要望書

UR 賃貸住宅は約72万戸、200万人が居住されており、国民の居住安定に大きな役割を担っています。

新型コロナの感染拡大という未曾有の事態によって、職を失いあるいは収入の減少を余儀なくされている世帯が UR 賃貸住宅にも数多くおられ、現在、家賃猶予の世帯が全国で約1200世帯あり、東京都内で470世帯あります。

また、同一団地に25年以上居住し、65歳以上の世帯で、全国で年間約5000世帯の方、東京都内では、約1500世帯の方が、主に経済的理由で退去されています。

このポストコロナの新たな社会構築のためには、これまでとは比較にならないほどの住宅の確保・安定が大前提となっています。

高齢化、失業等による収入の減少となった場合でも、住み慣れた地域で生活を続けられるセーフティネット機能を強化することが必要です。

本来はこうした世帯は公営住宅によって対応されるべきですが、地方公共団体の財政やマンパワーを考慮すると公営住宅の供給増は現実的ではありません。

現在の UR 賃貸では収入減少世帯の家賃猶予制度がありますが、公営住宅のような家賃の減免制度はありません。公営住宅では対応しきれない世帯に対して無理のない家賃での住宅を国自らが供給すべきです。

将来不安が拡大する今こそ、真のセーフティネット住宅制度が必要とされています。具体的には、国からの委託をうけて、国の実施機関として UR 自体が公営住宅に匹敵する住宅を直接供給する新たな制度と、併せて現在 UR 賃貸住宅にお住まいの方についても収入が減少した場合等の家賃減免制度を創設して、UR 団地が、安心して住み続けられる「終の棲家」にすることを強く要望致します。

要望事項

- 一、65歳以上で25年以上の継続居住者の方や、高齢化、失業等による収入の減少となった方々を含めて、住み慣れた場所で生活を続けられる「家賃減免制度の創設」で、セーフティネット機能を強化すること。
- 一、そのために、国からの委託をうけて、国の実施機関として、予備費を活用するなど基金を創設して UR 自らが公営住宅に匹敵する住宅を供給する新たな制度を検討すること。